

財団法人 秋田県長寿社会振興財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人秋田県長寿社会振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を秋田県秋田市御所野下堤5丁目1番1号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く県民の参加を得て、明るい長寿社会づくりに関する普及啓発、高齢者の生きがいと健康づくりの推進、増大・多様化する県民の福祉の増進を図るため必要な諸事業を行い、明るく活力ある長寿社会づくりの推進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合的な高齢化対策を推進するための啓発・普及に関する事業
- (2) 市町村の高齢化対策を推進するための支援に関する事業
- (3) 民間団体等の高齢化対策を推進するための支援に関する事業
- (4) 高齢者の生活全般にわたる総合的な相談、並びに情報の収集及び提供に関する受託事業
- (5) 県民の介護実習等による介護知識及び介護技術、福祉用具の普及に関する受託事業
- (6) 介護支援専門員実務研修受講試験並びに実務研修及び現任研修等に関する事業
- (7) 介護サービス情報の公表に関する事業
- (8) 介護サービスの外部評価に関する事業
- (9) 秋田県、地方公共団体等からの高齢化対策に関する事業の受託
- (10) シルバーサービスの振興及び健全育成に関する事業
- (11) 明るい長寿社会づくりの推進に関する調査研究
- (12) 高齢者の無料職業紹介に関する事業
- (13) その他目的の達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 補助金及び受託収入金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

3 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。

4 第2項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算に基づいた収入支出とみなす。

5 理事長は、第1項の事業計画または予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事(理事長含む。) 10人以上15人以内
- (3) 監事 3人以内

2 役員は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長1人を定める。

4 理事長は、理事会の同意を得て理事のなかから常務理事1人を定めることができる。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する理事がその職務を代行する。

4 常務理事は、理事長の命を受け、常務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめ文書により通知するとともに、解任の決議を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第22条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(設置)

第25条 この法人に、評議員会を置く。

(構成及び選任)

第26条 評議員会は、評議員10人以上17人以内をもって構成する。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期及び解任)

第27条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 第15条第2項及び第3項並びに第16条の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第28条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

- 2 理事長は、次の事項を評議員会に諮問しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 基本財産の処分に関すること。
 - (4) その他理事会で必要と認めたこと。

(招集)

第29条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(会議の運営)

第30条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

- 2 第21条から第24条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第31条 この法人の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入する個人及び法人その他の団体を賛助会員とする。

2 賛助会費、入退会等賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、秋田県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、秋田県知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、秋田県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(委 任)

第35条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、秋田県知事の設立の許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

4 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則 (平成9年5月7日)

この寄附行為は、秋田県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成10年2月16日)

この寄附行為は、秋田県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成10年7月28日)

この寄附行為は、秋田県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年1月27日)

この寄附行為は、秋田県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日)

この寄附行為は、秋田県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日)

- 1 この寄附行為は、秋田県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在職する役員は、この寄附行為による改正後の寄附行為第13条第2項に規定する評議員会において選任された役員とみなす。
- 3 評議員の設置当初の任期は、第27条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。